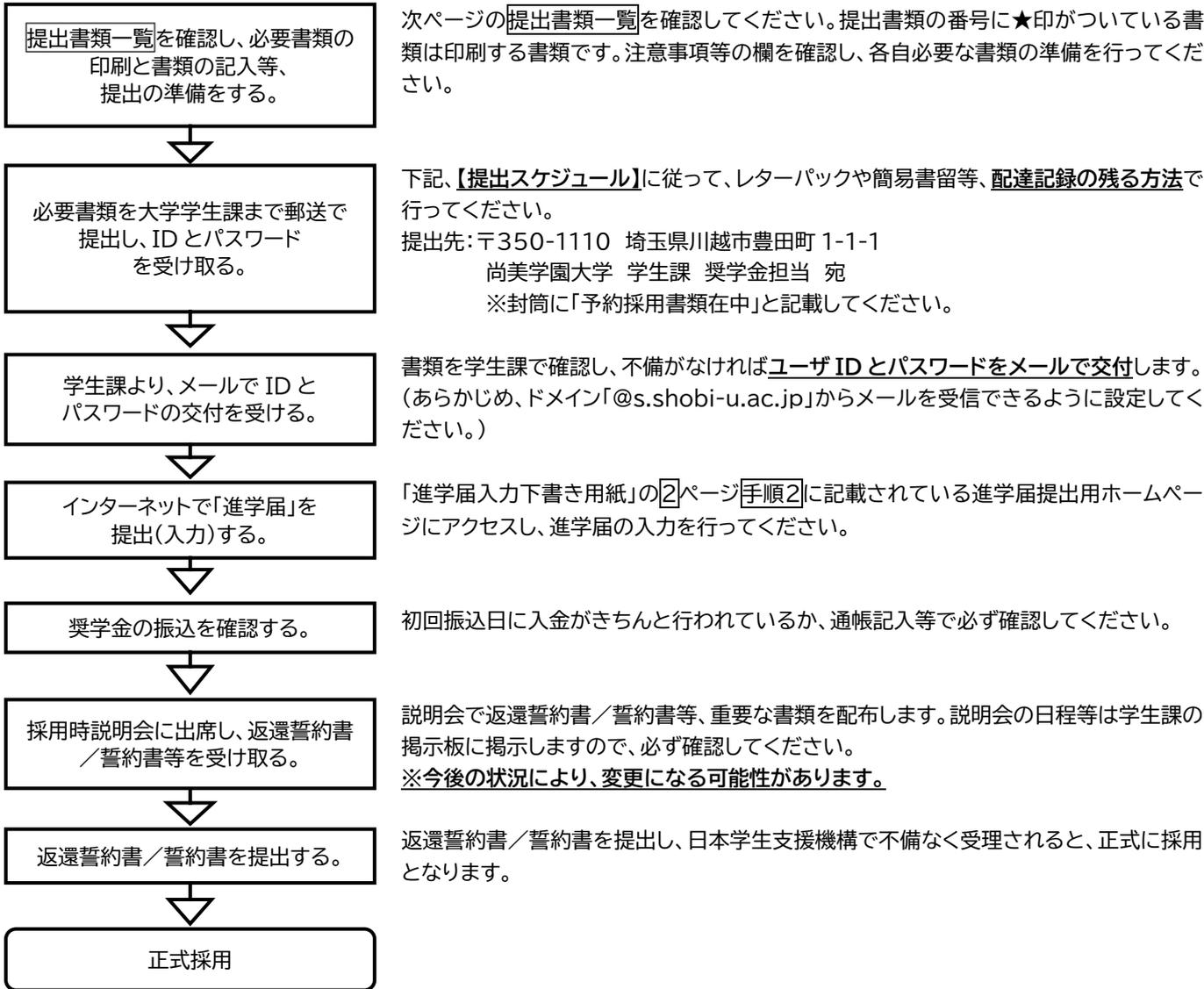


予約採用 採用候補者／手続きの流れとスケジュール

【はじめに】

- △ 採用候補者となっただけでは奨学金の入金は始まりません。スケジュールに従って、手続きをしましょう。
 - ※ **期限内に手続きが完了しなかった場合、採用候補者としての権利は失われます。**
- △ 入金開始後に配布される返還誓約書／誓約書の不備のない提出が完了した時点で、奨学生として正式に採用となります。
 - ※ **期限内に提出が完了しなかった場合、振込済の奨学金を全額返金の上、採用取消となります。**
- △ **奨学金の貸与・給付を受けるのは、学生本人(=自分)です。** 自覚を持って、できる限り自分で手続きを行いましょう。
- △ 高等学校等から受け取っている封筒の内容物すべてに目を通しましょう。(特に「採用候補者のしおり」には進学前に準備することなど非常に重要な内容が記載されています。)

【手続きの流れ】



【提出スケジュール】

希望する初回振込日によって上記手続きの締切が異なります。

※第2回の場合は初回振込日にまとめて2か月分、第3回の場合はまとめて3か月分振り込まれます。

給付奨学金採用候補者の方は、**第2回までに手続きをしてください。**→**第3回までに延長します。**

| | 初回振込日 | 説明会の有無 | 必要書類の提出締切 | 進学届の入力完了締切 |
|-----|----------|--------|------------------|-------------|
| 第1回 | 4月21日(火) | 無 | 4月6日(月)AM 到着分まで | 4月7日(火)24時 |
| 第2回 | 5月15日(金) | 無 | 4月23日(木)AM 到着分まで | 4月24日(金)24時 |
| 第3回 | 6月11日(木) | 無 | 5月22日(金)AM 到着分まで | 5月25日(月)24時 |

※4月14日からのキャンパスの閉鎖に伴い、初回振込日5月15日(金)とする第2回のスケジュールは中止といたします。給付および貸与奨学金採用候補者の方は、5月22日(金)AMまでに必要書類をお送りください。

【本件に関する問い合わせ先】

本件に関するご質問等につきましては、尚美学園大学 学生課(TEL:049-246-2127 平日 9:00~16:30)までご連絡ください。

提出書類一覧

| 対象者 | | 提出書類 | 注意事項等 | 採用候補者の しおり参考ページ |
|--------------|--|--|--|---------------------|
| 【貸与】 【給付】 | 全員 | ① ★ 提出書類チェックリスト (兼送付状) | 提出する書類に✓をつけ、必要事項をボールペンで記入してください。 | |
| | | ② 令和2年度大学等奨学生 採用候補者決定通知 【進学先提出用】 | 決定通知裏面の【進学後記入欄】をボールペンで記入してください。 該当箇所の✓も忘れずに記入すること。 オリエンテーション以前に提出する場合、 学籍番号欄には受験番号を記入してください。 | 【貸与】P.14 【給付】P.9 |
| | | ③ ★ 進学届入力下書き用紙 (両面印刷 ※片面も可) | 下書き用紙に書かれている注意事項等をきちんと読んでうえでご記入ください。採用候補者となった奨学金の種類によって記入するページが異なります。 ※ ①ページのユーザIDとパスワードは提出書類受領後に学生課からメールで交付します。 ※ 郵送の際は、記入した下書き用紙の⑤～⑭ページのコピーを提出してください。(進学届の入力に使用するので 原本は自分の手元に残してください。) | |
| | | ④ 奨学金振込口座の通帳の コピー | 通帳の最初のページを開いた金融機関名、支店、口座番号、名義が記入された部分をコピーしてください。 | |
| | 本人が「 <u>外国籍</u> 」 の場合 | ⑤ 在留資格及び在留期間が 明記されている証明書 | | 【貸与】P.3 【給付】P.3 |
| 【貸与】 | 入学時特別増額 貸与奨学金(有利子)の 利用を希望する 方で、「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』の申込:必要」と書かれている場合 | ⑥ 入学時特別増額貸与奨学金 に係る申告書 | 『国の教育ローン』を利用できなかった旨を申告するための書類です。 | 【貸与】P.12、 P.14 |
| | | ⑦ 融資できない旨を記載した 日本政策金融公庫発行の 通知文のコピー | 『国の教育ローン』を申込み、審査を行った結果が、日本政策金融公庫より封書又は圧着ハガキで送付されます。圧着ハガキの場合は、申込者(父母)氏名が記載されている宛名面も併せて提出してください。 | |
| 【給付】 | 全員 | ⑧ ★ 授業料等減免の申請書 (両面印刷 ※片面も可) | ボールペンで記入してください。 (事前に新入生マイページでご案内していた書類と同一です。) | |
| | | ⑨ ★ 学生納付金等返金願 (授業料等減免者用) | ボールペンで記入してください。 返金日等につきましては、決定次第お知らせいたします。 | |
| 【給付】 | 「 <u>自宅外通学</u> 」を 選択する場合 | ⑩ 自宅外通学であることの 証明書類 | 契約者又は入居者として本人氏名の記載があるアパート・マンション等の「賃貸借契約書」や「入寮許可書」等を提出してください。 | 【給付】P.9 |

貸与奨学金について確認していただきたいこと

【奨学金の返還について】

日本学生支援機構(JASSO)の貸与奨学金は国が実施する貸与型の奨学金で、学生が自立して学ぶことを支援するために学生本人に貸与されます。**返還の義務は学生本人にあります。**返還されたお金は、直ちに後輩の奨学金として使われる仕組みになっています。返還は、貸与が終了した翌月から数えて7か月目の月から始まり、貸与終了時に自分で登録する口座から毎月引き落としが行われます。

○ 返還が困難な場合

病気・災害・失業・収入が少ないなどで返還が困難になった場合は、毎月の返還額を減額し返還期間を延長する制度(減額返還制度)や、返還の期限を猶予する制度(返還期限猶予制度)の利用を願い出ることができます。**必ずJASSOに届け出てください。**大学等に在学している場合は、「在学届」を出すことで、卒業まで返還が猶予されます(在学猶予制度)。

○ 奨学金の返還を延滞すると

- ◆ 年5%の割合で延滞金が賦課されます。
- ◆ 返還の督促が行われます(文書・電話など)。
- ◆ **奨学金の返還開始後6か月が経過したとき以降、延滞3か月以上となった場合**、「個人情報情報機関」にあなたの個人情報・契約の情報・返還状況が登録される対象となります。登録情報は、返還完了まで更新され、返還完了の5年後に削除されます。
- ◆ 個人情報情報機関に「**延滞者**」として登録されると、その情報を参照した金融機関等から「**経済的信用が低い**」と判断され、ローンが組めなくなる・クレジットカードの発行・利用ができなくなるなど、不利益を被ることがあります。

【奨学金継続願と適格認定について】

○ 「奨学金継続願」とは

次年度も奨学金の継続が必要か否かを**自分自身で判断し、提出(入力)**するものです。「奨学金継続願」の提出がない場合、奨学金継続の意思がないと判断され、奨学金は「**廃止**」(=奨学生の資格の廃止)となります。

○ 適格認定とは

継続願の提出状況とJASSOの定める適格基準に基づいて、**大学が奨学生に対する奨学金貸与の継続の可否等を判断する**ものです。したがって、奨学金継続を希望しても、適格認定の結果によっては**継続されない場合もあります。**

○ 継続条件の目安(取得単位の目安)

| 2 年次進級時 | 3 年次進級時 | 4 年次進級時 |
|---------|------------------------------------|------------------------------------|
| 31 単位以上 | 累計 62 単位以上 または 1 年間で 31 単位以上 | 累計 80 単位以上 または 1 年間で 31 単位以上 |

高等教育の修学支援制度(給付奨学金／授業料等減免)について確認していただきたいこと

【高等教育の修学支援制度について】

- ◆ 高等教育の修学支援新制度とは、意欲と能力のある若者が、経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないように、原則として返還義務のない給付型奨学金と授業料等減免で支援を行う制度のことです。
- ◆ 支援措置の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることです。明確な進路意識や強い学びの意欲、十分な学修状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援が行われます。
- ◆ 給付型奨学金と授業料等減免は、**基準は同一となりますが、それぞれ別に申請する必要があります。**
- ◆ 支援を受けている間は毎年度学業成績などの基準に関する判定(適格認定)が行われ、**基準を下回る場合、支援は打ち切りとなります。**また、**やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、当年度分の給付奨学金の返還・減免分の授業料の納付が必要になることがあります。**

【授業料等減免に関して】

(参考)授業料等減免における、支援額と初年度納入金の目安(年額)

| 学科 | 支援区分 | 支援額 | | 減免後 | | | 納入金 |
|----------------|-------------|-------|-------|-------|--------|------------|--------|
| | | 入学金 | 授業料 | 入学金 | 授業料 | 教育充実費委託徴収費 | |
| 情報 | 対象外 | 0円 | 0円 | 25万円 | 100万円 | 約45万円 | 約170万円 |
| | 第Ⅰ区分(満額支援) | 25万円 | 70万円 | 0円 | 30万円 | | 約75万円 |
| | 第Ⅱ区分(2/3支援) | 約16万円 | 約46万円 | 約9万円 | 約54万円 | | 約108万円 |
| | 第Ⅲ区分(1/3支援) | 約8万円 | 約23万円 | 約17万円 | 約77万円 | | 約139万円 |
| 音楽 応用 舞台 | 対象外 | 0円 | 0円 | 25万円 | 125万円 | 約45万円 | 約195万円 |
| | 第Ⅰ区分(満額支援) | 25万円 | 70万円 | 0円 | 55万円 | | 約100万円 |
| | 第Ⅱ区分(2/3支援) | 約16万円 | 約46万円 | 約9万円 | 約79万円 | | 約133万円 |
| | 第Ⅲ区分(1/3支援) | 約8万円 | 約23万円 | 約17万円 | 約102万円 | | 約164万円 |
| 総合 | 対象外 | 0円 | 0円 | 20万円 | 75万円 | 約30万円 | 約125万円 |
| | 第Ⅰ区分(満額支援) | 20万円 | 70万円 | 0円 | 5万円 | | 約35万円 |
| | 第Ⅱ区分(2/3支援) | 約13万円 | 約46万円 | 約7万円 | 約29万円 | | 約66万円 |
| | 第Ⅲ区分(1/3支援) | 約6万円 | 約23万円 | 約14万円 | 約52万円 | | 約96万円 |
| スポ ーツ | 対象外 | 0円 | 0円 | 20万円 | 80万円 | 約33万円 | 約133万円 |
| | 第Ⅰ区分(満額支援) | 20万円 | 70万円 | 0円 | 10万円 | | 約43万円 |
| | 第Ⅱ区分(2/3支援) | 約13万円 | 約46万円 | 約7万円 | 約34万円 | | 約74万円 |
| | 第Ⅲ区分(1/3支援) | 約6万円 | 約23万円 | 約14万円 | 約57万円 | | 約104万円 |

※ 目安なので、実際の納付金額は納付書でご確認ください。

※ 支援区分の見直しにより、支援額が年度途中で変更となる場合があります。

【継続願の提出と適格認定について】

- 継続願の提出(奨学金)
次年度も奨学金の継続が必要か否かを**自分自身で判断し**、提出(入力)するものです。「奨学金継続願」の提出がない場合、奨学金継続の意思がないと判断され、奨学金は「**停止**」となります。
- 継続願の提出(授業料等減免)
授業料減免の対象者が在学中に継続して減免の支援を受けるためには、半期ごとに継続願を提出する必要があります。
- 適格認定(家計)
奨学金支給期間中、毎年、JASSOが、あなたと生計維持者の所得の情報(マイナンバーにより取得)やあなたが報告した資産額に基づき、給付奨学金の家計基準を満たしていることを確認します。確認の結果、10月分から支援対象外(停止)になることや、支援額(支援区分)が変わることがあります。
- 適格認定(学業成績・学修意欲)
継続願の提出状況とJASSOの定める適格基準に基づいて、**大学が奨学生に対する奨学金給付の継続の可否等を判断するものです。**したがって、奨学金継続を希望しても、適格認定の結果によっては**継続されない場合もあります。**

(参考)適格認定における学業成績の基準

| 区分 | 学業成績の基準 |
|----|---|
| 廃止 | 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4. 次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。 |
| 警告 | 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること。(上記の「廃止」の区分の2. に掲げる基準に該当するものを除く。) 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。(次のア、イに該当する場合を除く) (ア)確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 (イ)社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること(上記の「廃止」の区分の3. に掲げる基準に該当するものを除く)。 |

【在籍報告について】

在籍状況や通学形態などの申告内容に変更がないか等、年に複数回(4、7、10月頃)報告を求めます。期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。